

◎佐賀県条例第26号

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例（平成9年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 県公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。<u>第27条において同じ。</u>）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、<u>入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該県公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 県公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。<u>第3項、第27条及び第29条第3項において同じ。</u>）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、<u>次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該県公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、<u>入居者（法第16条第4項の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の県公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、次条第2項の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</u></p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による収入の申告又は規則で定める方法に</p>

改正前	改正後
<p>定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>3 略 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第29条 収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該収入超過者がその期間中に県公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 高額所得者は、第14条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該高額所得者がその期間中に県公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃</p>	<p>より把握した収入（前条第3項の入居者が前項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合に限り。）に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>3 略 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第29条 収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、第27条第1項の規定による当該収入超過者の認定に係る期間（当該収入超過者がその期間中に県公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第14条第3項の入居者が第1項の規定に該当する場合において第15条第1項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第14条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第2項に規定する方法により、第15条第2項の規定により認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</p> <p>4 第16条及び第17条の規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。 (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 高額所得者は、第14条第1項及び第3項並びに第29条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第27条第2項の規定による当該高額所得者の認定に係る期間（当該高額所得者がその期間中に県公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じ</p>

改正前	改正後
<p>賃を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2・3 略 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 知事は、第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第18条第4項、<u>第29条第3項又は第31条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による県公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 略 (県公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 知事は、前条の申出により入居者を新たに整備された県公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県公営住宅の家賃が従前の県公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(県公営住宅の用途の廃止による他の県公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 知事は、法第44条第3項の規定による県公営住宅の用途の廃止による県公営住宅の除却に伴い当該県公営住宅の入居者を他</p>	<p>る日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2・3 略 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 知事は、第14条第1項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第3項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第18条第4項、<u>第29条第4項又は第31条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による県公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 略 (県公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 知事は、前条の申出により入居者を新たに整備された県公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県公営住宅の家賃が従前の県公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(県公営住宅の用途の廃止による他の県公営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 知事は、法第44条第3項の規定による県公営住宅の用途の廃止による県公営住宅の除却に伴い当該県公営住宅の入居者を他</p>

改正前	改正後
<p>の県公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県公営住宅の家賃が従前の県公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(県公営住宅改善事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条の2 知事は、県公営住宅改善事業による改善前の県公営住宅の入居者を改善後の県公営住宅に入居させる場合において、改善後の県公営住宅の家賃が改善前の県公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 前項の場合において、同項に掲げる準用規定(第7条第1項及び第34条第1項を除く。)中「県公営住宅」とあるのは「<u>県改良住宅</u>」と、「共同施設」とあるのは「<u>地区施設</u>」と、第4条中「現に公営住宅」とあるのは「<u>現に改良住宅</u>」と、「公営住宅の入居者」とあるのは「<u>改良住宅の入居者</u>」と、第6条第2項中「前項第1号」とあるのは「<u>第48条第1号</u>」と、第7条第1項中「県公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による県公営住宅の用途の廃止により当該県公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県公営住宅」とあるのは「<u>改良法第29条第1項</u>において準用する法第44条第3項の規定による県改良住宅の用途の廃止により当該県改良住宅の明渡し</p>	<p>の県公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県公営住宅の家賃が従前の県公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(県公営住宅改善事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条の2 知事は、県公営住宅改善事業による改善前の県公営住宅の入居者を改善後の県公営住宅に入居させる場合において、改善後の県公営住宅の家賃が改善前の県公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 前項の場合において、同項に掲げる準用規定(第7条第1項及び第34条第1項を除く。)中「県公営住宅」とあるのは「<u>県改良住宅</u>」と、「共同施設」とあるのは「<u>地区施設</u>」と、第4条中「現に公営住宅」とあるのは「<u>現に改良住宅</u>」と、「公営住宅の入居者」とあるのは「<u>改良住宅の入居者</u>」と、第6条第2項中「前項第1号」とあるのは「<u>第48条第1号</u>」と、第7条第1項中「県公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による県公営住宅の用途の廃止により当該県公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県公営住宅」とあるのは「<u>改良法第29条第1項</u>において準用する法第44条第3項の規定による県改良住宅の用途の廃止により当該県改良住宅の明渡し</p>

改正前	改正後
<p>をしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県改良住宅」と、「前条第1項第1号から第4号まで」とあるのは「第48条第1号から第4号まで」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「前条第1項及び第48条」と、第17条第1項中「第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、第18条第2項中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃、割増賃料」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第51条第1項」と、第34条第1項中「第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第18条第4項、第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による県公営住宅への入居の措置」とあるのは「第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第18条第4項において準用する第16条の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条前段の規定によるあっせん等又は第52条第1項若しくは同条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第38条中「法第44条第3項」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項」と、「第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項」とあるのは「第49条又は第52条」と、第40条第1項中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と読み替えるものとする。</p>	<p>をしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県改良住宅」と、「前条第1項第1号から第4号まで」とあるのは「第48条第1号から第4号まで」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「前条第1項及び第48条」と、第17条第1項中「第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、第18条第2項中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃、割増賃料」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第51条第1項」と、第34条第1項中「第14条第1項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第3項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第18条第4項、<u>第29条第4項</u>又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による県公営住宅への入居の措置」とあるのは「第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第18条第4項において準用する第16条の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条前段の規定によるあっせん等又は第52条第1項若しくは同条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第38条中「法第44条第3項」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する法第44条第3項」と、「<u>第14条第1項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第3項</u>又は第31条第1項」とあるのは「<u>第49条又は第52条</u>」と、第40条第1項中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。